

京都市告示第574号

地方税法第20条の5の2第1項及び京都市市税条例第6条第3項の規定に基づき、同法又は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する行為のうち、同法第317条の2及び同条例第28条の規定による個人の市民税の申告で、その期限が令和3年3月15日に到来するものについては、その期限を同年4月15日まで延長します。

令和3年2月19日

京都市長 門川 大作  
(行財政局税務部税制課)